

平成 27 年度自動車利用適正化対策の対応方針及び実施計画

(1) これまでの経緯と今後の方向性

- ・カムイワッカ地区は知床国立公園の陸域の最深部にあたり、知床の秘境感を得られる観光利用拠点の一つである。豊かな森の中に通じる未舗装路でアクセスし、カムイワッカの湯の滝、硫黄山登山道の利用の起点となる場所である。
- ・当該地区における自然環境の保全と快適な利用環境の確保、更には交通事故の防止に資するため、自動車利用適正化対策としてのマイカー規制が平成 11 年の試行を経て導入された。
- ・その後、平成 17 年度から始まった道道の落石対策工事が終了し（この間、70 日間のシャトルバス利用のみ）、平成 23 年からは 35 日間のマイカー規制が 3 年間運用された。
- ・この運用状況をふまえて、平成 25 年度にカムイワッカ部会で協議した結果、平成 26 年からの 3 年間は、新しいマイカー規制期間（夏季 25 日＋秋季 5～10 日間）を運用することが決定した。
- ・平成 25 年までは公安委員会による交通規制であったが、平成 26 年からは斜里警察署長権限の交通規制に変更となった。
- ・平成 26 年からの 3 年間の運用状況を踏まえて、再び平成 29 年以降のマイカー規制期間を検討することを予定している。

(2) 平成 27 年度自動車利用適正化対策の実施方針

平成 27 年度の知床五湖からカムイワッカまでの自動車利用については、過年度に引き続き、車両の入り込み台数を予測し、混雑が想定される時期に応じて、「自由利用期間」と「マイカー規制期間」の二つの時期を設定し、それぞれにおいて適切な対策を実施することとする。

1) 自由利用期間

①内容

- ・知床五湖からカムイワッカまでは、マイカーの利用が可能。ただし、中大型車両については通行止め（路線バスを含む）。
- ・徒歩及び自転車利用は可能。

②期間

- ・道道開通日（6 月 1 日（予定）～7 月 31 日）
- ・8 月 26 日～9 月 18 日
- ・9 月 24 日～道道閉鎖

2) マイカー規制期間

①内容

- ・知床五湖からカムイワッカまでは、シャトルバスのみ運行。
- ・徒歩及び自転車利用は可能。

②期間

- ・8月1日～8月25日（25日間）
- ・9月19日～9月23日（5日間）

（3）平成27年度マイカー規制期間の具体的実施計画

① シャトルバスの運行 **【斜里バス】**

- ・繁忙期（8/9～8/17）は約20分間隔で自然センター～知床五湖～カムイワッカまで運行（1日あたり25便）、その他の時期は約40分間隔で自然センター～知床五湖～カムイワッカまで運行（1日あたり13便）する。
- ・全便において、音声案内解説を行う。
- ・カムイワッカ湯の滝の立入制限について、車内放送や車内掲示により周知を行う。
- ・自然センター内にバスチケット販売所を設け、臨時駐車場を使用する場合は、バス車内でのチケット販売を行う。
- ・6月中予定に警察に大型車両の通行申請の上、500m手前旋回場でのバスの旋回を想定した走行テストを行う。**【斜里バス・環境省・建設管理部】**
- ・知床五湖の停留標識を設置・撤去する。**【環境省】**

② マイカー規制・通行許可申請関係

- ・斜里警察署に対して、H27年度の通行規制要請を行う。**【環境省】**
- ・マイカー規制期間における通行許可を希望する関係者の申請書を取りまとめ、斜里警察署に提出するとともに、許可証とあわせて通行許可車両確認書（協議会発行）を各者に送付する。**【環境省】**
- ・マイカー規制前日の車両追出しを行う。**【環境省・知床財団・斜里町・ウトロ駐在所】**

③ 広報活動

- ・チラシ60,000枚（予定）を作成し**【環境省：原稿作成、北海道：印刷】**、道内の道の駅、キャンプ場、レンタカー事業者、道内外のカーフェリー事業者等に配布する**【環境省】**。
- ・交通情報センターへの放送要請を行う**【環境省】**。
- ・国道・道道沿いに道路管理者協力のもと、マイカー規制期間中等の告知看板を設置し**【環境省】**、電光掲示版（国道334号：ウトロ、知布泊、峰浜、豊倉 道道知床公園線：ホロボツ）の掲示依頼を行う**【環境省】**。
- ・知床斜里町観光協会より提供される知床五湖駐車場の渋滞情報に基づき、知床世界遺産センター、知床自然センター、観光案内所、バスチケット販売所、道の駅等の利用拠点において、情報提供を行う。**【関係機関】**

④ 現地管理連絡調整等業務 **【協議会予算での委託業務】**

- ・カムイワッカ、知床自然センター前駐車場及び知床五湖等の現場との連絡、自動車利用適正化対策実施状況の情報収集、トラブル等発生時の連絡調整及び現場への指示、対応、関係機関への連絡等を行う。

150522 カムイワッカ地区自動車利用適正対策連絡協議会

- ・マイカー規制期間の知床自然センター駐車場、知床五湖駐車場、シャトルバス利用者数を把握・報告する。

⑤ ゲート開閉及び車両誘導業務 【協議会予算での委託業務】

- ・警備会社に委託し、知床自然センター駐車場、知床五湖駐車場入り口及び五湖ゲートに車両誘導のための警備員を配置する。
- ・臨時駐車場は、自然センター駐車場が満車になった時のみ臨時的に運用する。
- ・知床五湖駐車場までの渋滞状況について、渋滞距離標の路面表示を行った上で【環境省】、情報を把握し、連絡する。(自然公園財団(知床五湖チケットハウス)→知床財団→観光協会→関係者のルートで共有)

⑥ 巡視員等の配置 【環境省・斜里町・観光協会】

- ・利用者指導、残留者の発生防止等のため、原則的に巡視員1名をカムイワッカに配置する。

⑦ 調査・モニタリング

- ・下記のモニタリングを実施し、取りまとめを行う。【環境省】
 - ・シャトルバス利用者数【斜里バス】
 - ・知床五湖駐車場台数(カムイワッカ利用車両台数の推定)【自然公園財団】
※H25までのトラフィックカウンターデータにより、カムイワッカ利用車両台数は知床五湖駐車場台数と高い相関を持つことが明らかとなっている。
 - ・知床五湖駐車場までの渋滞状況【協議会(委託業務)】

⑧ その他

- ・カムイワッカ湯の滝前に仮設トイレ3基を、6月1日から10月31日の間設置する。【斜

里町】